十四　陸上自衛隊高知駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	高知県香南市	香我美町上分三千三百九十
対象防衛関係施設の区域	高知県香南市	香我美町上分、香我美町徳王子及び夜須町西山（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	高知県香南市	香我美町上分、徳王子及び夜須町西山（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

○防衛省告示第二百七十六号

防衛省関係重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則（令和元年防衛省令第三号）第六条の規定により、対象施設の管理者を次のとおり指定し、令和七年十二月二十六日から施行する。

令和七年十二月十六日

防衛大臣　小泉進次郎

対象施設	対象施設の管理者
陸上自衛隊岩見沢駐屯地	岩見沢駐屯地司令
陸上自衛隊留萌駐屯地	留萌駐屯地司令
陸上自衛隊滝川駐屯地	滝川駐屯地司令
陸上自衛隊倶知安駐屯地	倶知安駐屯地司令
陸上自衛隊美幌駐屯地	美幌駐屯地司令
陸上自衛隊遠軽駐屯地	遠軽駐屯地司令
陸上自衛隊鹿追駐屯地	鹿追駐屯地司令
陸上自衛隊釧路駐屯地	釧路駐屯地司令
陸上自衛隊富山駐屯地	富山駐屯地司令
陸上自衛隊鯖江駐屯地	鯖江駐屯地司令
陸上自衛隊和歌山駐屯地	和歌山駐屯地司令
陸上自衛隊出雲駐屯地	出雲駐屯地司令
陸上自衛隊徳島駐屯地	徳島駐屯地司令
陸上自衛隊高知駐屯地	高知駐屯地司令

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間